

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第40号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申込書)

第2条 条例第5条の申込書は、指定管理者指定申込書とする。

(申込書の添付書類)

第3条 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）が必要と認める書類

(所掌事務)

第4条 条例第19条に規定する大和市文化創造拠点運営審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文化創造拠点の指定管理者の候補者を選定し、市長等に報告すること。
- (2) 文化創造拠点の指定管理者の業務につき、市長等の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化創造拠点の管理等に関する事項につき、市長等に対し意見を述べること。

(委員)

第5条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市長が行う公募に応じた市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定管理者と直接の利

害関係を有する者は委員になることができない。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、審議の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(会長への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(様式)

第13条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

別表（第 13 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	指定管理者指定申込書	第 2 条